

第29回下関市都市計画審議会議事概要	
日 時	令和3年5月21日（金）14時00分～14時30分
場 所	下関市勤労福祉会館 4階 ホール
議 案	議案第1号 下関都市計画特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）の変更について
報 告	報告第1号 下関市都市計画マスタープラン（案）における令和2年度パブリックコメント実施結果について
出席者（委員）	
○委員 20名中15名出席 ○傍聴者 0名	

議事概要

■議案第1号 下関都市計画特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）の変更について

○委員

特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）を指定する区域を、下関運動公園区域全域とした理由を教えてください。

⇒事務局

この度特別用途地区を指定する区域には、新たに建替えを予定している新総合体育館だけではなく、陸上競技場や庭球場等が立地している。

これら施設についても観覧席を有しており、将来、老朽化して建替えを行う際に「観覧場」という建築規制がかかるため、将来の建替えに対応できるよう、下関運動公園区域全域に特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）を指定するものである。

○委員

この度の特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）の指定の経緯として、体育館が建築された当時は「運動施設」として建築確認を行っていたが、現在の建築基準法では「観覧場」に該当するものとされており、現況としては用途制限を超える建築物が立地している状態になっていたため、この度の新総合体育館の整備に伴い、実情の用途制限に合わせるため、特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）を指定し、「観覧場」に限り用途制限を緩和するもの、といった理解でよいか。

⇒事務局

その通りである。

※ 議案第1号について適当であると答申された。

■報告第1号 下関市都市計画マスタープラン（案）における
令和2年度パブリックコメント実施結果について

○委員

令和3年度に地域別構想を作成していくにあたって、各まちづくり協議会における「まちづくり計画」等も参考にしながら、その地区の課題や要望等に応えていただければと考える。

以上